

吳市教育委員会議題
(令和2年12月22日定例会)

吳市教育委員会

令和2年12月22日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第51号 学校施設の建設計画について
- 4 報告第33号 令和元年度生徒指導上の諸課題の状況について
- 5 報告第34号 呉市立呉高等学校の令和3年度入学者選抜実施要項について
- 6 報告第35号 第5次呉市長期総合計画「前期基本計画（素案）」について
- 7 報告第37号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
- 8 報告第36号 令和2年度教育費補正予算について **【非公開】**
- 9 教議第52号 臨時代理の承認について（令和3年度教育費予算）**【非公開】**

教議第51号

学校施設の建設計画について

学校施設の建設事業（令和3年度～令和5年度）を次のとおり計画する。

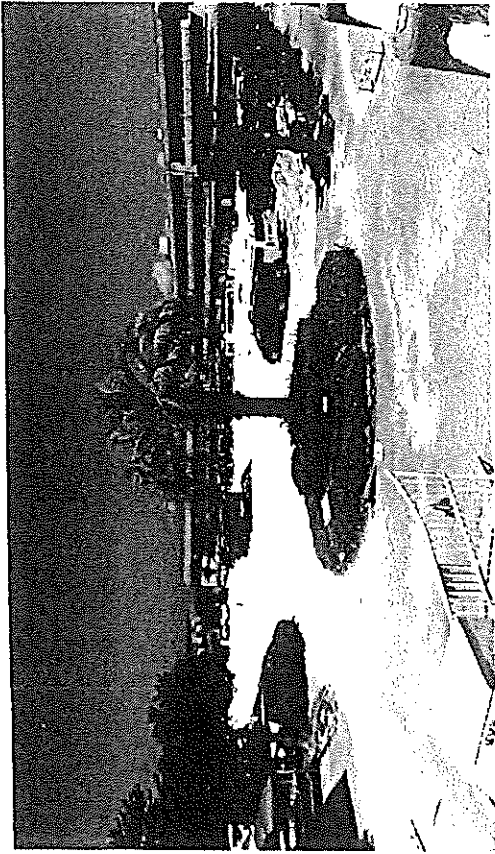
事業名	施設名	事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校 建設事業	横路小学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造4階建 2,662㎡	旧校舎解体	新校舎建設	仮設校舎 解体
			旧校舎解体	新校舎建設	仮設校舎 解体
中学校 建設事業	和庄中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造3階建 1,924㎡	旧校舎解体	旧体育館建設	旧体育館 解体
			新体育館建設	旧体育館解体	外構 工事
義務教育学校 建設事業	(仮称) 天応義務教育 学校	校舎・体育館新築及び校舎増築など 鉄筋コンクリート造3階建 3,000㎡	新校舎等建設など		旧体育館 解体

(提案理由)

学校施設建物の新增改築計画を定めるため、この案を提出する。

◆天応義務教育学校建設事業

【天応小学校】



【天応中学校】



●天応中学校仮移転解消の方針決定

天応小学校敷地を活用して、天応小学校と天応中学校を統合した義務教育学校(小中一貫教育校)とすることを決定し、令和元年9月の豪雨災害復旧・復興対策特別委員会において報告

1 ワークショップによる提言

天応地区の住民で構成する「天応地区ワークショップ」による復興に向けた提言」における「天応中学校の移転の在り方に関する検討」で、天応中学校は、現在仮移転している天応小学校と統合し、小中一貫校として早期に整備すべきと提言がありました。

2 小中PTAアンケートの結果

天応小学校と天応中学校のPTAが、両校の児童・生徒の保護者を対象に行ったアンケート調査の結果で、元の天応中学校での再開に不安の声が多数あることや、天応小学校での再開を希望する声が多くありました。

3 プロポーザルによる設計業者の決定

公募型プロポーザルによって参加申込のあった7者から、選定委員会で提案書等の審査を行った結果、「香山・あい設計」を設計候補者として特選し、5月中旬に契約締結しました。

【スケジュール】

- R2 基本・実施設計業務
- R3～R4 新校舎建設及び既存校舎改修等
- R5 義務教育学校開校
既存体育館解体撤去

事業内容	実施年度				
	R2	R3	R4	R5	
基本・実施設計	↑				
新校舎建設及び既存校舎改修等			↑		
既存体育館解体撤去					↑

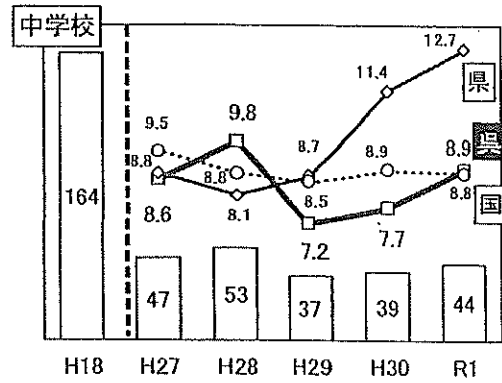
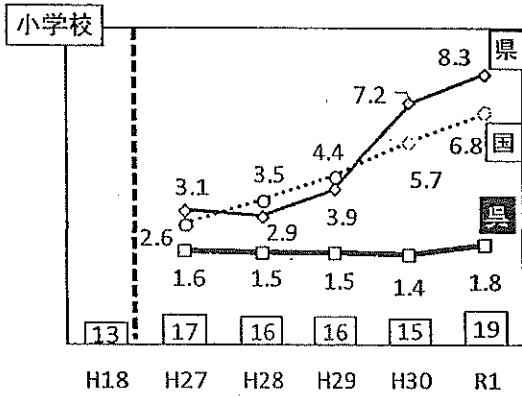
令和元年度 生徒指導上の諸課題の状況について
(国・広島県・呉市比較)

学校安全課

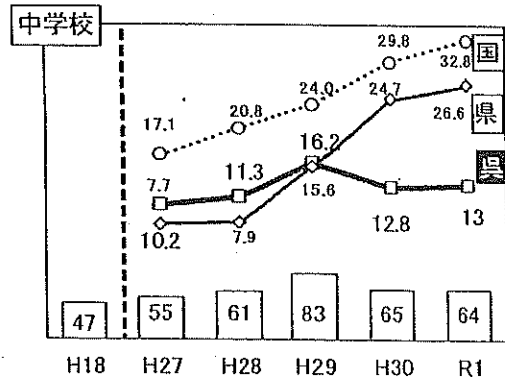
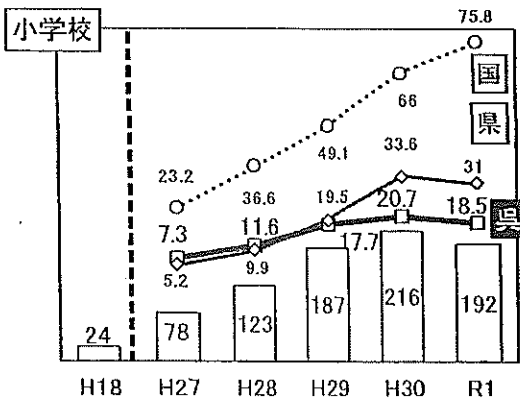
※棒グラフ：呉市の件数（人数）

※折れ線グラフ：1000人当たりの発生件数（人数）

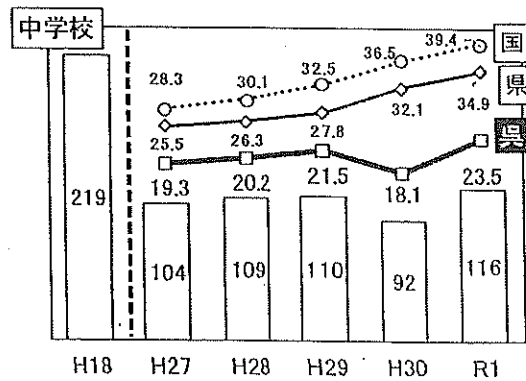
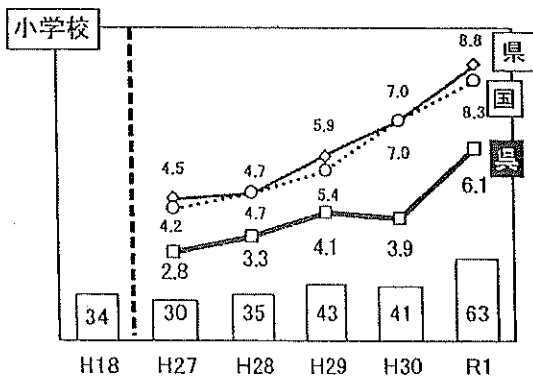
1 暴力行為発生件数



2 いじめ認知件数



3 不登校児童生徒数（人）



呉市立呉高等学校の令和3年度入学者選抜実施要項について

- 1 選抜の定員・日程等
- | | |
|-----------|--------------------|
| 【選抜(I)】定員 | 80名 |
| 学力検査 | 令和3年2月3日(水) |
| 内定通知 | 令和3年2月8日(月) |
| | 学校長経由で本人に通知 |
| 合格発表 | 令和3年3月16日(火)13時30分 |
- 【選抜(II)】定員
- | | |
|---------------|--------------------|
| 選抜Iの合格者決定後に確定 | |
| 学力検査 | 令和3年3月8日(月)・9日(火) |
| 合格発表 | 令和3年3月16日(火)13時30分 |

2 令和3年度入学者選抜実施要項の主な変更点

(1) 外国人生徒の受検に係る改訂

令和2年度に外国人生徒の出願資格を新たに加えたことに伴い、名称を「帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜」に改めた。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する追加

ア 生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置をとることにより、選抜(II)等を欠席した者を対象とした追検査を実施する。

イ 検査実施における新型コロナウイルス感染症予防についても明記



令和3年度 入学者選抜(I)実施要項

呉市立呉高等学校
〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目13-56
TEL(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501
<http://www.kure-city.jp/~kurek/>

1 選抜の趣旨

呉市立呉高等学校（以下「本校」という。）への入学を志望し、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を有する者を「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて選抜する。

2 課程及び学科

全日制課程 総合学科

3 学科の目標及び教育課程

本校の総合学科は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを目標としている。そのため、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体感させる学習を可能にするとともに、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習を重視している。

4 募集

(1) 出願資格

令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者で、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。

ア 本校総合学科を志望する動機・理由が明白かつ適切であること。

イ 本校総合学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。

ウ 学習成績が良好であること。

エ 次の事項のいずれかに該当すること。

(7) 学習活動に意欲的に取り組んでおり、入学後も主体的に学習活動に取り組むことができること。

(4) 文化・スポーツ活動において優れた実績をあげており、入学後も継続して活動に取り組むことができること。

(2) 定員 80人（入学定員160人の50%）

5 出願

(1) 方式

ア 通学区域

広島県一円（ただし、呉市、東広島市及び江田島市を除く地域の中学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部若しくは義務教育学校を卒業する者の選抜(1)による入学については、選抜(I)の定員の100分の30の範囲内）とする。

イ 志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。

(2) 期間

令和3年1月20日（水）から1月25日（月）正午まで

受付時間は最終日以外は9時から16時（最終日は正午）までとする。（ただし、12時から13時の間を除く。）なお、入学願書等（出願に必要な書類）は、原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、受検票及び志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、令和3年1月22日（金）までに必着するよう提出すること。また、中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(3) 手続

ア 志願者

(7) 志願者は、次の①、②及び④の書類に必要事項を記入し、①から④までの書類等を中学校長を経由して本校校長に提出する。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

③ 入学者選抜料 2,200円

入学者選抜料は、呉市立呉高等学校入学者選抜料納付書（中学校から本校に希望数を依頼すること。）により、呉市指定の金融機関等で納入し、「納入通知書兼領収証書」（領収印のあるもの）を入学者選抜願の裏面に、受検票にかからないように注意して貼ること。

④ 志望理由書（様式第6号）

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

(4) 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付すること。

(7) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（5(4)を参照）

イ 中学校長

(7) 中学校長は、次の①から④までの書類等を5(2)の期間内に本校校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、④の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

入学者選抜願の裏面に入学者選抜料を支払ったことを証明する「納入通知書兼領収証書」が貼ってあることを確認すること。

③ 推薦書（様式第5号）

④ 志望理由書（様式第6号）

⑤ 学校教育法施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）

⑥ 第3学年の全学年の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）

⑦ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）

⑧ 志願者名簿（様式第13号）2部

⑨ 文化・スポーツ活動実績証明書(本校が定める様式)

4(1)エ(イ)に該当する志願者について提出すること。

(イ) 県外からの志願者については、様式第7号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

ウ 受検票の交付等

本校校長は、中学校長から入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、志願者名簿には受付番号を記入し、受検票を交付するとともに、志願者名簿(1部)を返却する。

なお、郵便により提出された場合、受検票及び志願者名簿(1部)は中学校長に郵便により送付する。

(4) 県外等からの出願

ア 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①又は②に該当する者は、入学願書提出前に、呉市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

① 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者(海外居住者を含む。)で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者

② その他①に準ずる者

(イ) 提出書類 「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第1(P95)による。

(ロ) 提出期間 令和2年12月14日(月)から令和3年1月8日(金)正午まで
(ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。)

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、令和3年1月7日(木)までに必着するように提出すること。

(ハ) 提出先 呉市教育委員会教育部学校教育課 〒737-8501 呉市中央四丁目1-6 TEL(0823)25-3457

(ニ) 結果の通知 中学校長に通知する。

イ 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に(令和3年1月20日(水)現在)単身赴任などで本校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書(様式第31号)、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書等受付期間内に本校校長に提出すること。

6 選 抜

(1) 方 針

選抜は、「令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

(2) 小論文及び面接

ア 志願者全員に対して、小論文及び面接を実施する。

イ 実施期日 令和3年2月3日(水)

集	合	8:40	
講	注	意	8:45 ~ 8:55
小	論	文	9:10 ~ 10:10
面	接	10:25 ~	

検査開始後、20分以上遅刻した者は、原則としてその時限の受検はできない。

ウ 実施場所 呉市立呉高等学校

エ 受検者の携行品

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、時計のほかは携行できない。また、これらについても検査等の解答上有利と考えられるものは検査場内への持ち込み及び使用ができない。

万一、小論文及び面接の検査場内に携帯電話等待込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなして退室させ、それまでの受検は一切無効とするとともに、その後の受検も認めない。

なお、上履き及び靴を入れる袋を持参すること。

オ 新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防の留意点

(ア) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症等への感染予防(手洗い、咳エチケット(マスクの着用)、3つの密(密閉・密集・密接)の回避等)に気を配り、体調管理に努める。

(イ) 入学者選抜当日は、マスクを持参し、検査中を含めてマスクを着用する。

(ロ) 入学者選抜当日の朝に、必ず検温をし、37.5℃以上の発熱があった場合は、当日、出身中学校又は本校に申し出る。

7 合格者の決定

(1) 本校校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。

(2) 本校校長は、推薦書、志望理由書、調査書、文化・スポーツ活動実績証明書、小論文及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

8 選抜結果の通知及び入学の確約

(1) 本校校長は、選抜の結果について、令和3年2月8日(月)に、選考結果通知書(様式第14号)により中学校長に通知し、入学許可内定通知書(様式第15号)により中学校長を経由して入学許可内定者本人に通知する。ただし、合格者の発表は、選抜(Ⅱ)の合格者とともに、令和3年3月16日(火)13時30分に本校掲示板及び学校ホームページへの掲載により行う。ホームページへの掲載は、令和3年3月16日(火)13時30分から3月17日(水)正午までとする。(合格発表日には、受検票を持参すること。)

(2) 入学許可内定者は、入学確約書(様式第16号)を中学校長に提出し、中学校長は記載内容を確認の上、令和3年2月10日(水)正午までに、本校校長に提出しなければならない。

なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

(3) 入学確約書を提出した者は、他の高等学校に出願してはならない。他の高等学校に出願したことが判明した場合は、入学許可の内定を取り消すものとする。

9 その他

(1) 選抜の結果、入学許可内定者とならなかった者が、選抜(Ⅱ)、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は選抜(Ⅲ)を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

(2) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて行う。

(3) 志願については、虚偽の事実があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。



令和3年度 入学者選抜(Ⅱ)実施要項

呉市立呉高等学校
〒737-0003 呉市阿賀中央五丁目13-56
TEL(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501
<http://www.kure-city.jp/~kurek/>

1 選抜の趣旨

呉市立呉高等学校(以下「本校」という。)への入学を志望し、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を有する者を「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「令和3年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて選抜する。

2 課程及び学科

全日制課程 総合学科

3 学科の目標及び教育課程

本校の総合学科は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを目標としている。そのため、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体感させる学習を可能にするとともに、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習を重視している。

4 募集

(1) 出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア 中学校を卒業した者

イ 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第95条各号のいずれかに該当する者

エ 令和3年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

オ 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者

(2) 定員

入学定員(160人)から選抜(Ⅰ)に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数

5 出願

(1) 方式

ア 通学区域 広島県一円

イ 志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。

(2) 期間

ア 入学願書 令和3年2月15日(月)から2月18日(木)正午まで

原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、令和3年2月17日(水)までに必着するよう提出すること。

イ 入学者選抜願 令和3年2月19日(金)から2月24日(水)正午まで

原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、受検票を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、令和3年2月22日(月)までに必着するよう提出すること。ただし、本校に志願変更を行った場合は、郵便による提出を認めない。

ウ 調査書等 令和3年2月19日(金)から2月25日(木)正午まで

原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、令和3年2月24日(水)までに必着するよう提出すること。ただし、本校に志願変更を行った場合は、郵便による提出を認めない。

受付時間は、いずれの場合も最終日以外は9時から16時(最終日は正午)までとする。(ただし、12時から13時の間を除く。)

なお、やむを得ず入学願書等を郵送する場合には、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(3) 手続

ア 志願者

(7) 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①の書類及び卒業証明書を5(2)アの期間内に、②及び③の書類等を5(2)イの期間内に、本校校長に直接持参により提出するものとする。

① 入学願書(様式第1号)

② 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)

③ 入学者選抜料 2,200円

入学者選抜料は、呉市立呉高等学校入学者選抜料納付書(中学校から本校に希望数を依頼すること。)により、呉市指定の金融機関等で納入し、「納入通知書兼領収証書」(領収印のあるもの)を入学者選抜願の裏面に、受検票にかからないように注意して貼ること。

(4) 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

a 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を令和2年12月1日(火)までに広島県教育委員会に提出し許可を得る。

b 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和3年1月8日(金)までに呉市教育委員会に提出し許可を得る。

c a及びb以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を入学者選抜願に添付する。

(9) 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書(様式第18号)を本人が記入し、提出することができる。

なお、中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後5年を超える者については、入学者選抜願とともに、5(2)イの期間内に本校校長に直接持参により提出するものとする。

(2) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。(5(5)を参照)

イ 出身中学校長

(7) 出身中学校長は、次の①及び②の書類を5(2)アの期間内に、③の書類等を5(2)イの期間内に、本校校長にそれぞれ提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び③の書類の記載事項等に誤りのないことを確認すること。

- ① 入学願書（様式第1号）
- ② 志願者名簿（様式第13号）2部
- ③ 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

入学者選抜願の裏面に入学者選抜料を支払ったことを証明する「納入通知書兼領収証書」が貼ってあることを確認すること。

(4) 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、5(2)ウの期間内に本校校長に提出する。ただし、令和2年3月以前の卒業者については、②及び③の書類は提出しなくてよい。

- ① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第8号）
- ② 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第10号）
- ③ 評定（成績評点）集計表（様式第12号）

(5) 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、5(2)ウの期間内に本校校長に提出する。

(6) 県外からの志願者については、様式第3号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

ウ 提出書類の受理及び受検票の交付等

(7) 本校校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印する。志願者名簿には受付番号を記入し、提出を受けた2部のうちの1部を返却する。郵便により提出された場合、出身中学校長に郵便により送付する。

(8) 入学願書及び入学者選抜願を受理した本校校長は、受検票を交付する。郵便により提出された場合、受検票は出身中学校長に郵便により送付する。

なお、入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(9) 本校校長は、ア(イ) cにより提出された特別措置願について、必要に応じてその写しを令和3年2月24日（水）までに呉市教育委員会に提出し協議する。

(4) 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校掲示板及び学校ホームページへの掲載により行う。

ア 本校校長は、令和3年2月18日（木）正午現在の志願者数を同日16時に公表する。

イ 本校校長は、令和3年2月19日（金）16時現在の志願者数を同日16時30分に、令和3年2月22日（月）16時現在の志願者数を同日16時30分に、令和3年2月24日（水）正午の志願者数を同日16時にそれぞれ公表する。

(5) 県外等からの出願

ア 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①から③までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、呉市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

- ① 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者
- ② 4(1)オにより出願する者
- ③ その他①に準ずる者。

(7) 提出書類 「令和3年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」別表第1（P95）による。

(8) 提出期間 令和2年12月14日（月）から令和3年1月8日（金）正午まで（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、令和3年1月7日（木）までに必着するよう提出すること。

(9) 提出先 呉市教育委員会教育部学校教育課 〒737-8501 呉市中央四丁目1-6 TEL (0823)25-3457

(10) 結果の通知 出身中学校長に通知する。

(11) その他 (イ)の提出期限後に、保護者の転勤等が生じたため、呉市教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、(イ)の提出期限を令和3年2月17日（水）正午までとし、入学願書等の提出期限は令和3年2月24日（水）正午までとする。

なお、その後は前居住地の高等学校に合格後、転入学試験を受験することができる。

イ 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に（令和3年2月15日（月）現在）単身赴任などで本校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出すること。（ただし、「令和3年度 入学選抜（Ⅰ）実施要項」の5(4)イにより本校の選抜（Ⅰ）を受検し、入学許可内定者とならなかった者が、選抜（Ⅰ）の出願後も保護者の住所に変更がなく、本校に出願する場合は、選抜（Ⅱ）の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（Ⅰ）で「令和3年度 入学選抜（Ⅰ）実施要項」の5(4)イにより受検している旨を本校校長に申し出る。郵便により提出する場合には、出身中学校長は電話によりその旨を本校校長に申し出る。申し出を受けた本校校長は、選抜（Ⅰ）の出願書類によって出願資格の有無について確認する。）

ウ 県外等からの出願許可を受けて選抜（Ⅰ）を受検し、入学許可内定者とならなかった者及び併設型高等学校入学選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜を受検し、合格者とならなかった者（合格者となったが、入学を辞退した者を含む。）が、選抜（Ⅱ）で本校を受検する場合の県外等からの出願に係る取扱いとは次のとおりとする。（ただし、選抜（Ⅰ）、併設型高等学校入学選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜で県外等からの出願許可を受けた際の住所を変更する場合は、令和3年2月12日（金）正午までに必要書類を呉市教育委員会に提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。）

(7) 選抜（Ⅰ）で本校に出願した場合

選抜（Ⅱ）の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（Ⅰ）で県外等からの出願許可を受けている旨を本校校長に申し出る。郵便により提出する場合には、出身中学校長は電話によりその旨を本校校長に申し出る。

申し出を受けた本校校長は、選抜（Ⅰ）の出願書類によって志願者が県外等からの出願許可を受けていることを確認する。

(8) 本校と異なる高等学校の選抜（Ⅰ）、併設型高等学校入学選抜又は併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜に出願した場合

県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出する。

県外等からの出願許可書の写しを添付した入学願書の提出を受けた本校校長は、直ちに県外等からの出願許可をした教育委員会に照会し、出願資格の有無について確認する。

(6) 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、本校に再び出願することはできない。また、入学選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。（5(5)ア(イ)により県外等から入学願書を提出する者が、令和3年2月18日（木）正午までに入学願書が提出できなかった場合は、志願変更はできない。）

中学校卒業後5年を超える者については、次のイの手続きは、出身中学校長を經由せずに行うこととする。

ア 期間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

令和3年2月19日(金)から2月24日(水)正午まで

郵便による取下げ(本校からの返却)及び再提出はできない。

受付時間は最終日以外は9時から16時(最終日は正午)までとする。(ただし、12時から13時の間を除く。)

イ 手続

(7) 志願者

a 志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第19号)に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

b 再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書(5(5)ウ(4)により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可の写し)を含む。)の高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、5(3)アの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

c 「令和3年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」第1-2-(2)-オ(4)により選抜Iと同一の高等学校に入学願書を提出した後、本校に志願を変更する場合には、出身中学校長意見書(様式第31号)、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入願書に添付し、5(3)アの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

d 「令和3年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」第1-2-(2)-オ(7)aにより入学願書を提出した後、本校に志願を変更する場合には、県外等からの出願許可書の写しを入願書に添付し、5(3)アの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

e 県外等からの出願許可を受けて志願先高等学校へ入学願書を提出した後、本校に志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、令和3年2月19日(金)正午までに必要書類を呉市教育委員会へ提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

(4) 出身中学校長

a 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確かめて、本校校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書(5(5)ウ(4)により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)を受け取り、志願変更をする者に返却する。

b 出身中学校長は、再提出された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書(5(5)ウ(4)により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)を5(3)イの手続に準じて、所定の期間内に本校校長に提出する。

(7) 本校校長

a 本校校長は、出身中学校長等から提出された志願変更をする者の志願変更願が適正であることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押し、出身中学校長等に志願変更をする者の入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書(5(5)ウ(4)により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書の写し)を、中学校卒業後5年を超える者が出願している場合にあつては、卒業証明書を添付)を返却する。

b 本校校長は、出身中学校長等から再提出された入学願書等を5(3)ウの手続に準じて処理する。

6 選抜

(1) 方針 選抜は、「令和3年度呉市立呉高等学校入学選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

(2) 実施場所 呉市立呉高等学校

(3) 一般学力検査

ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査は各教科50点満点とする。

ウ 傾斜配点は実施しない。

エ 実施期日、教科及び時間割等

令和3年3月8日(月)			令和3年3月9日(火)		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00~9:20	集合・注意		~8:50	着席
第1時限	9:30~10:20	国語	第1時限	9:00~9:50	理科
第2時限	10:40~11:30	社会	第2時限	10:10~11:00	英語
第3時限	11:50~12:40	数学			

注意1 検査開始後20分以上遅刻した者は、原則としてその時限の受検はできない。

注意2 第2日は、8時50分までに、各検査場の各自の席に着いていること。

オ 受検者の携行品

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、定規(分度器、分度器のついた定規及び三角定規は不可)、時計(計算機能又は英和と英機能付の時計、アラーム機能付の時計は不可)のほかは携行できない。また、これらについても検査問題の解答上有利と考えられるものは、検査場内への持込み及び使用ができない。万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合にあつては、不正行為とみなして退室させ、それまでの受検は一切無効とするともに、その後の受検も認めない。

なお、上履き及び靴を入れる袋を持参すること。

カ 新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防の留意点

(7) 入学選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症等への感染予防(手洗い、咳エチケット〔マスクの着用〕、3つの密〔密閉・密集・密接〕の回避等)に気を配り、体調管理に努める。

(4) 入学選抜当日は、マスクを持参し、検査中を含めてマスクを着用する。

(7) 入学選抜当日の朝に、必ず検温をし、37.5℃以上の発熱があった場合は、当日、出身中学校又は本校に申し出る。

(4) 個人面接

中学校過年度卒業の志願者については、令和3年3月8日(月)学力検査終了後、個人面接を行う。

(5) 追検査の実施

ア 対象

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜(II)を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

項目	事由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

上記の表にかかわらず、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等

で、出席停止等の措置により、選抜(Ⅱ)を欠席した者を対象とした追検査(新型コロナウイルス感染症に係る追検査)については別に定める。
なお、大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書により確認する。

イ 追検査

(7) 手続

「令和3年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」(P34)に示す必要な手続を、令和3年3月10日(水)正午までに行うこと。

(i) 選抜

- a 検査方法 小論文及び面接
- b 実施期日 令和3年3月12日(金)
- c 集合及び検査時間割

時 限	時 刻	検査等
	9:00～9:10	集合・注意
第1時限	9:20～10:20	小 論 文
第2時限	10:30～	面 接

※検査開始後、20分以上遅刻した者は、原則としてその時限の受検はできない。

- d 実施場所 呉市立呉高等学校
- e 受検者の携行品
追検査受検承認(不承認)通知書(様式第2.2号)及び選抜(Ⅱ)における携行品(6(3)オ)

7 合格者の決定

- (1) 本校校長は、校長を委員長とする入学選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- (2) 本校校長は、一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して合格者を決定する。
- (3) 一般学力検査を重視する方法(一般学力検査:調査書=7:3)により、入学定員の10%(16人)の合格者を決定する。決定方法の優先順位は、(2)の方法を優先するものとする。
- (4) 個人面接を実施した場合は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
- (5) 志願者から自己申告書(様式第18号)が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
- (6) 追検査受検者の合格者の決定
 - ア 本校校長を委員長とする入学選抜委員会において選考を行う。
 - イ 本校校長は追検査の結果及び調査書の記載内容によって総合的に判断して合格者を決定する。
 - ウ 受検者から自己申告書(様式第18号)が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
 - エ 合格者は選抜(Ⅱ)の定員に含めて決定する。

8 合格者の発表

- (1) 発表は、令和3年3月16日(火)13時30分に、本校掲示板及び学校ホームページ(<http://www.kure-city.jp/~kurek/>)への掲載により行う。なお、電話による可否の問合せには応じない。
- (2) 学校ホームページへの掲載期間は、令和3年3月16日(火)13時30分から3月17日(水)正午までとする。
- (3) 合格者には、本校において「合格通知書」及び「請書・辞退届」を本人に直接交付する。(受検票を持参すること。)
「請書・辞退届」は、令和3年3月17日(水)正午までに提出すること。ただし、選抜(Ⅰ)における合格者については「請書・辞退届」の提出は不要とする。
- (4) 合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、令和3年3月17日(水)16時まで、中学校長を經由(中学校卒業後5年を超える者を除く。)して受検者本人に連絡する。

9 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

- (1) 入学定員 2名以内とする。
- (2) 出願資格 出願手続及び学力検査等は、「令和3年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」による。

10 選抜(Ⅱ)における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

- (1) 開示内容
 - ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計
 - イ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計
- (2) 開示請求対象者
選抜(Ⅱ)の受検者のうち不合格者(本人及びその法定代理人)
- (3) 本人等であることの確認
「令和3年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」別表第2(P96)に示す書類の提示により確認する。なお、受検票は本人を確認する書類のひとつとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。
- (4) 開示期間
令和3年3月24日(水)から4月23日(金)までとする。(ただし、日曜日、土曜日及び学校が定める振替休日等を除く。)受付時間は原則として9時から16時までとする。(ただし、12時40分から13時25分までの間を除く。)
- (5) 開示場所
本校(受付窓口は事務室)

11 選抜(Ⅲ)

- (1) 実施の有無は、令和3年3月18日(木)10時に本校掲示板に掲示する。
- (2) 実施の場合は、「令和3年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」及び「令和3年度呉市立呉高等学校入学選抜の基本方針」に基づいて行う。
- (3) 通学区域は、広島県一円とする。

12 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和3年度広島県公立高等学校入学選抜実施要項」及び「令和3年度呉市立呉高等学校入学選抜の基本方針」に基づいて行う。
- (2) 志願については、虚偽の事実があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

第5次呉市長期総合計画「前期基本計画（素案）」について

第5次呉市長期総合計画（以下「総合計画」といいます。）のうち、基本構想で掲げた将来都市像と五つの未来の姿の実現に向けて、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの前期5年間で取り組む施策等を示す「第3編 前期基本計画」の素案を作成しました。

前期基本計画では、人口ビジョン及び総合計画と一体的に策定する第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに、基本構想で掲げた八つの政策分野における施策の推進に共通する「横断的な視点」や、各政策分野の現状・課題や施策の方向、主な取組、指標等を示した「基本政策」を記載しています。

なお、第3編第3章となる「国土強靱化地域計画」は、現在作成中です。

【図表1 総合計画の目次（案）】

第1編 序論	はじめに（趣旨、役割等）	第2編 基本構想	将来都市像
第1章	呉市の特性（自然環境、沿革）	第1章	目指すべき姿（八つの政策分野）
第2章	呉市を取り巻く環境（人口動向、経済動向等）	第2章	土地利用の方針（基本的な考え方、基本方針）
第3章	市政運営の振返り（第4次計画期間における取組と課題）	第3編 前期基本計画	
		第1章	人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略
		第2章	前期基本計画（横断的な視点、基本政策）
		第3章	国土強靱化地域計画（現在作成中）

【第3編 前期基本計画の概要】

1 人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 人口ビジョン

ア 位置付け

国は、少子高齢化・人口減少に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、平成26年（2014年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年12月に人口の現状と将来の人口目標等の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」といいます。）を策定しました。また、令和元年（2019年）12月には、策定から約5年が経過したことから長期ビジョンを改訂しました。

呉市においても、平成28年（2016年）3月に策定した「呉市人口ビジョン」を、直近の動向を踏まえて改訂するものです。

イ 対象期間

国の長期ビジョンの趣旨等を踏まえ、令和27年（2045年）までとします。

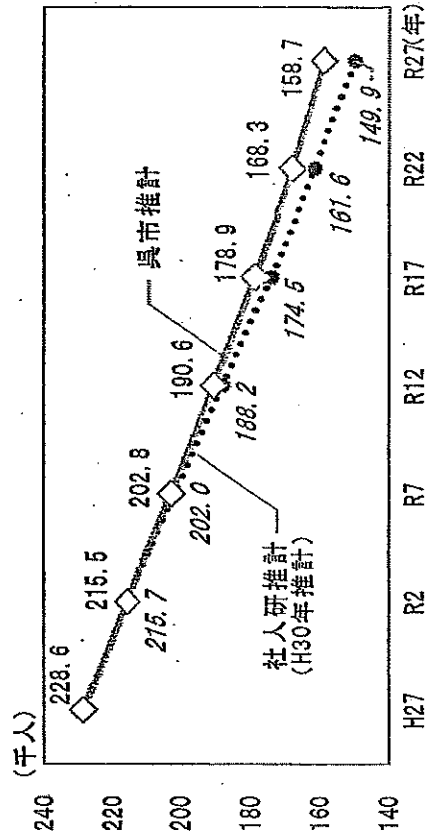
ウ 将来人口の推計

人口動向等の現状分析や市民アンケート調査結果等を踏まえた上で、総合計画に掲げる施策が一定の効果を発揮することを想定し、将来の人口を推計します。

【図表2 将来人口推計】

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)
呉市推計	228,552	215,511	202,761	190,628	178,930	168,296	158,691
社人研推計 (H30年)	228,552	215,683	202,037	188,180	174,528	161,648	149,865

※平成27年（2015年）は総務省統計局「国勢調査」の実績値。令和2年（2020年）以降の国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）推計（平成30年推計）は「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」の推計値



(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略

ア 第1期まち・ひと・しごと創生の現状等

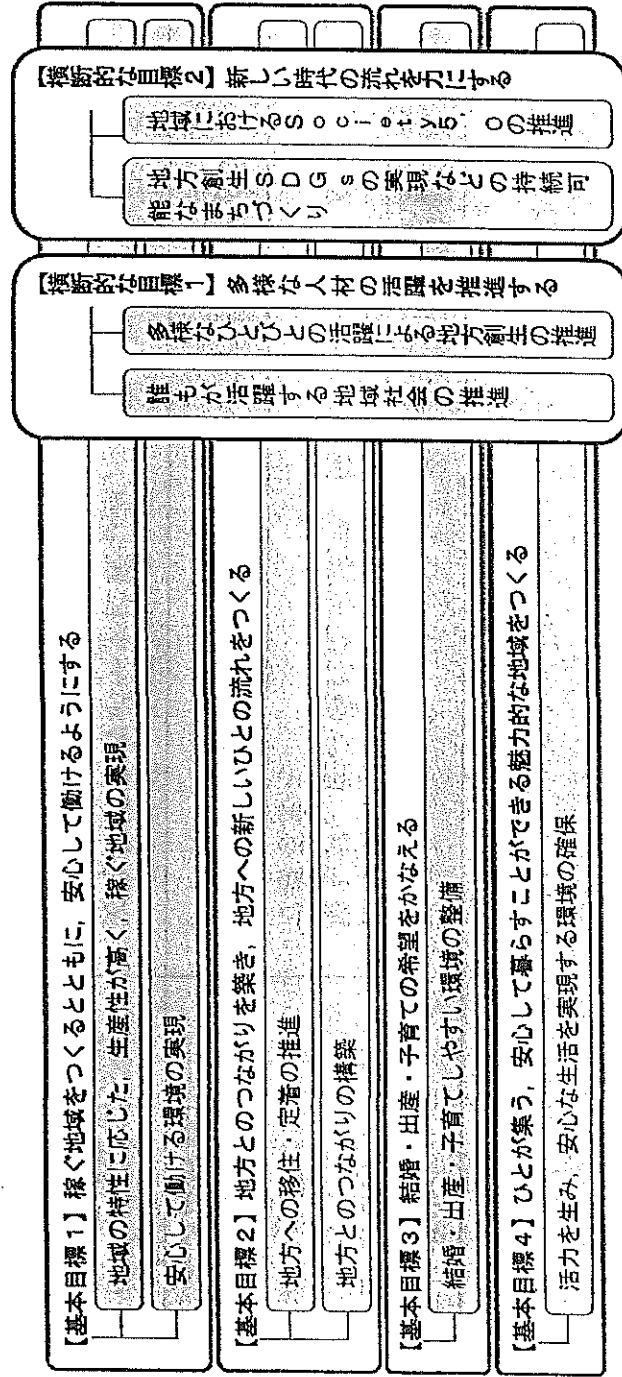
平成27年度(2015年度)に「呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年度～令和2年度(2020年度))」を策定し、「若年層の定着～若者が集い、にぎわうまちづくり～」の実現に向け、働きやすさの向上、育てやすさの向上、暮らしやすさの向上に取り組んできました。

しかしながら、呉市の人口減少の最も大きな要因である若年層の転出超過や出生数の減少が続いています。

イ 国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の方向性

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度))では、人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、街並み等を生かした「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指すべき将来として掲げています。

【図表3 国の第2期における施策の方向性】



※国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

ウ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標等

総合計画に包含される第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合計画の基本構想に掲げる八つの政策分野の「目指すべき姿」を基本目標とし、将来都市像である「誰もが住みたい、住み続けたい、行ってみてみたい、人を惹きつけるまち『くれ』」の実現に向けて、施策を進めていきます。

【図表4 総合戦略における基本目標】

基本目標1 (子育て・教育分野)	若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち
基本目標2 (福祉保健分野)	誰もが、住み慣れた地域で、健やかに安心して暮らし続けられるまち
基本目標3 (市民生活・防災分野)	多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち
基本目標4 (文化・スポーツ・生涯学習分野)	文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち
基本目標5 (産業分野)	誰もがチャレンジでき、時代を先取る産業を創造できるまち
基本目標6 (都市基盤分野)	誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち
基本目標7 (環境分野)	豊かな環境を次の世代につなぐまち
基本目標8 (行政経営分野)	市民の視点に立った効率的な市政を運営するまち

2 前期基本計画

(1) 前期基本計画における政策体系

前期基本計画では、基本構想で掲げた将来都市像の実現に向けて、次の政策体系に基づき、政策分野ごとの施策を進めていきます。

【図表5 政策体系図】

政策分野		基本政策	施策
1	子育て・教育分野 若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち	1 妊娠・出産・子育て支援の充実	①妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援 ②社会全体で子どもと子育てを支える支援 ③支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援
		2 学校教育の充実	①義務教育の充実 ②高等学校教育の充実 ③安全・安心な教育環境の充実
2	福祉保健分野 誰もが、住み慣れた地域で健康やかに安心して暮らしていることができるまち	1 健康づくりの推進	①市民の主体的な健康づくりの推進 ②データヘルスの推進 ③地域保健・医療体制の確保
		2 高齢者福祉の推進	①地域包括ケアシステムの推進 ②社会参加の促進 ③介護を支える仕組みの推進
		3 障害者福祉の推進	①地域における生活の支援 ②就労支援の充実と雇用の促進 ③健康づくりへの支援 ④共に支え合い参加する社会づくり
		4 生活困窮者の支援	①生活困窮者の生活の安定と自立の支援
3	市民生活・防災分野 多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち	1 市民協働と多文化共生の推進	①まちづくりの担い手の確保 ②まちづくりのための基盤強化 ③市民公益活動団体等との協働によるまちづくり ④多文化共生社会の実現
		2 安全・安心な生活の確保	①安全で安心な消費生活の環境づくり ②防犯対策の推進 ③交通安全対策の推進
		3 人権尊重と男女共同参画の推進	①人権尊重のまちづくりの推進 ②男女共同参画社会の実現
		4 防災・減災に向けた体制の強化	①防災力の向上 ②災害の教訓の継承
		5 消防・救急機能の強化	①消防・救急・救助体制の整備
		6 国内外との多様な交流機会の充実	①市民と国内外の人々との交流の促進 ②戦略的な広域・広域の推進 ③員の魅力発信

政策分野	基本政策	施策
<p>4</p> <p>文化・スポーツ・生涯学習分野 文化芸術やスポーツに親しみ、 生涯を遊んで学ぶことができ るまち</p>	<p>1 文化の振興</p> <p>2 スポーツの振興</p> <p>3 生涯学習の推進</p>	<p>①文化芸術の振興 ②文化財の保存・活用</p> <p>①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ②競技スポーツの振興 ③スポーツ環境の整備</p> <p>①生涯にわたる学びの支援と社会教育の振興</p>
<p>5</p> <p>産業分野 誰もがチャレンジでき、時代に 沿った産業を創造できるまち</p>	<p>1 地域産業の発展・チャレンジ環境の整備</p> <p>2 企業誘致・雇用環境の整備</p> <p>3 観光の振興</p> <p>4 農水産業の振興</p>	<p>①中小企業・小規模企業の支援 ②新たなチャレンジへの支援 ③商業の活性化</p> <p>①企業誘致・留置活動の推進 ②雇用機会の創出 ③勤労者福祉の充実</p> <p>※観光振興計画の策定状況に合わせて修正予定</p> <p>①観光振興策の展開</p> <p>①農業：農業経営体の確保・育成・強化 ②農水産物のブランド化・販路拡大・流通 ③農業生産基盤の整備・保全 ④豊かな森林の形成 ⑤漁業生産基盤の整備・保全</p>
<p>6</p> <p>都市基盤分野 誰もが安全・安心で快適に 暮らせる持続可能なまち</p>	<p>1 安心して住み続けられるまちづくりの推進</p> <p>2 移動しやすい交通環境の形成</p> <p>3 道路の整備</p> <p>4 河川・砂防・急傾斜・高潮対策の推進</p> <p>5 公園・にぎわい空間の創出</p> <p>6 港湾機能の充実・魅力向上</p> <p>7 上下水道の整備</p>	<p>①コンパクトシティの推進 ②質の高い住環境の推進</p> <p>①スマートモビリティの推進 ②地域公共交通の維持・確保</p> <p>①高速道路ネットワークの整備 ②国道・県道の整備 ③市道の整備</p> <p>①河川改修等の推進 ②砂防・急傾斜対策の推進 ③高潮対策の推進</p> <p>①公園の整備 ②にぎわい空間の創出</p> <p>①港湾機能の充実 ②港湾機能の魅力向上</p> <p>①安全で安心な水道水の供給 ②快適な暮らしを支える下水道の整備</p>
<p>7</p> <p>環境分野 誰もが環境を次の世代につなぐま ち</p>	<p>1 環境の保全</p> <p>2 循環型社会の形成</p>	<p>①地球環境の保全 ②生物多様性の保全 ③地球環境の保全 ④市営高地の整備</p> <p>①循環型社会の形成 ②持続可能な社会の基盤づくり</p>

政策分野	基本政策	施策
8 行政経営分野 市民の視点に立った効率的な 市政を運営するまち	1 情報化の推進	①スマートシティの推進 ②スマート自治体への転換
	2 行財政改革の推進	①健全な財政運営の確立 ②効率的な行政システムの確立 ③長期的かつ総合的な資産経営 ④市民ニーズに対応する行政サービスの提供
	3 職員・組織の活性化	①働き方改革の推進 ②職員の能力開発と意識改革 ③人事任用制度の充実
	4 都市間交流・連携の推進	①広域連携の推進

(2) 施策推進のための横断的な視点
 将来都市像と五つの未来の姿の実現に向けて、各政策分野の施策推進に共通する四つの横断的な視点をもって、前期基本計画を推進していきます。

横断的な視点① 先端技術の積極的な活用によるSociety5.0の実現

今後の市民生活や事業活動、地域社会は、大きく進歩したA IやI O Tなどの先端技術が、公共や民間が持つデータを核として駆動することにより、大きく変化していくことが見込まれています。

市民の利便性や生活の質の向上、新しい生活様式への対応、地域経済の活性化などに向けて、呉市ならではの特性と最先端のI C Tなどを融合させながら積極的に活用する視点をもち、施策を推進していきます。

横断的な視点② 少子化と人口減少への対応

呉市の人口は、昭和50年（1975年）をピークに減少が進んでおり、若年層の転出超過や未婚化・晩婚化による出生数の減少が大きく影響しています。

子育て世代を始めとする若い世代が住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進める視点をもって施策を推進していきます。

横断的な視点③ 様々な危機への対応と将来のリスクへの備え

呉市は、甚大な被害を受けた平成30年7月豪雨災害について、「呉市復興計画」に基づき着実な復旧・復興を進めています。そうした中において、新型コロナウイルス感染症の拡大、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表に

よって、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼす状況も生じています。これらに柔軟かつ迅速に対応するとともに、今後のリスクに備えていく視点をもって施策を推進していきま

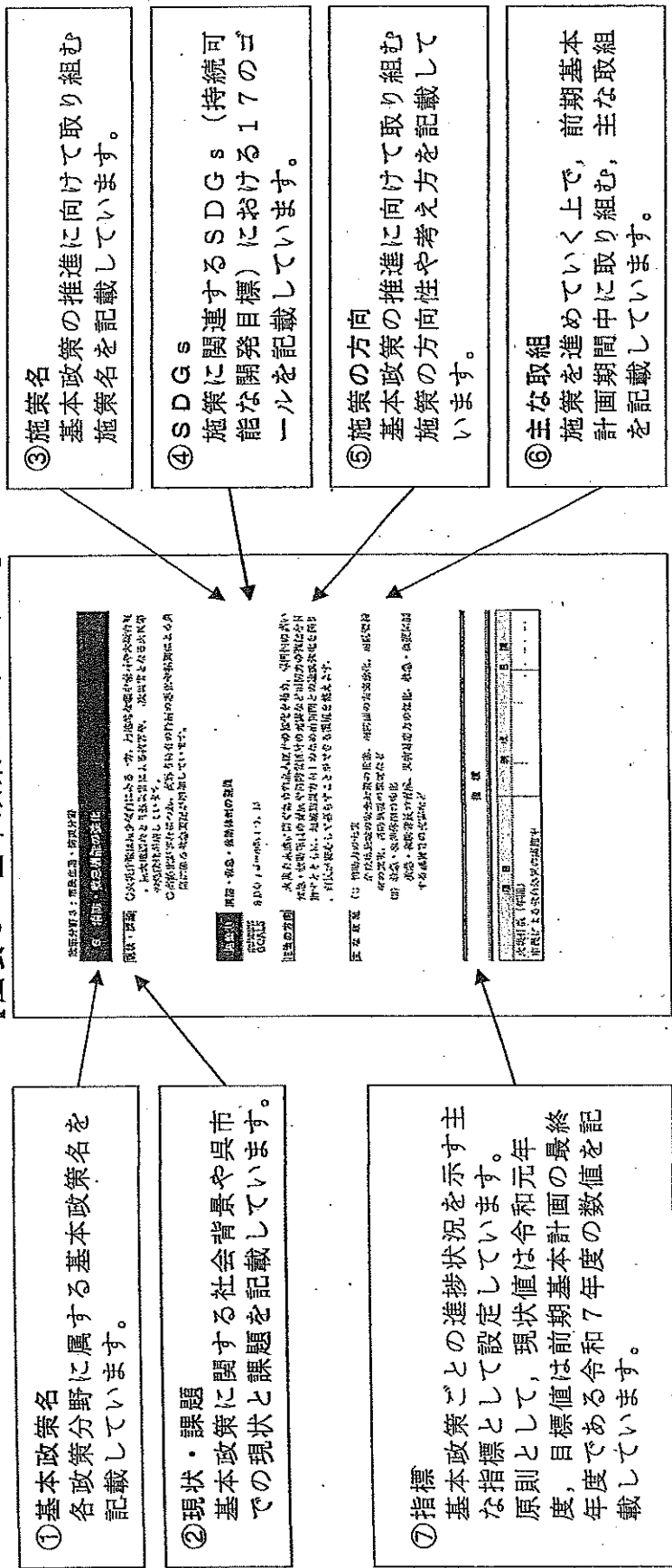
横断的な視点④ 市民や企業、高等教育機関など多様な主体との取組の推進

基本構想に掲げる将来都市像と五つの未来の姿の実現には、市民や企業、高等教育機関など多様な主体との連携が必要になります。これらの多様な主体が持つ強みや特性を生かし、共に取り組む視点をもって施策を推進していきま

(3) 基本政策のレイアウト
基本政策は、基本構想で掲げた八つの政策分野ごとの施策をまとめたものです。

各基本政策では、それぞれの現状や課題を分析し、それに基づいた施策とその推進に向けた方向性、主な取組等を示すとともに、基本政策単位での進捗状況を示す主な指標を設定しています。

【図表6 基本政策のレイアウト】



① 基本政策名
各政策分野に属する基本政策名を記載しています。

② 現状・課題
基本政策に関する社会背景や呉市での現状と課題を記載しています。

⑦ 指標
基本政策ごとの進捗状況を示す主な指標として設定しています。原則として、現状値は令和元年年度、目標値は前期基本計画の最終年度である令和7年度の数値を記載しています。

③ 施策名
基本政策の推進に向けて取り組む施策名を記載しています。

④ SDGs
施策に関連するSDGs（持続可能な開発目標）における17のゴールを記載しています。

⑤ 施策の方向
基本政策の推進に向けて取り組む施策の方向性や考え方を記載しています。

⑥ 主な取組
施策を進めていく上で、前期基本計画期間中に取り組む、主な取組を記載しています。

政策分野 1 : 子育て・教育分野

2 学校教育の充実

現状・課題

- 子どもたちがこれからの新しい時代を切りひらいていけるよう、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造する力など、子どもたちの未来につながる資質・能力を伸ばす教育に取り組む必要があります。
- 障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応した指導・支援を充実していく必要があります。
- ICT等の進歩や英語教育など時代に応じた学びを支える環境を整備することで、それらを社会で活用できる児童・生徒を育成する必要があります。
- 高等学校教育では、地域社会のニーズや生徒の興味・関心が多様化するなど、様々な課題が複雑化、高度化する先行き不透明な社会において、力強く生き抜き、社会に貢献する人材を育成する教育に取り組む必要があります。
- 安全・安心への関心が高まる中、学校施設の老朽化対策や設備の充実等の環境整備を進める必要があります。
- 家庭環境など様々な要因により支援を必要とする子どもたちを支えるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい取組を行う必要があります。
- 子どもたちの尊厳と生命を守るため、いじめや暴力行為を防止する必要があります。
- 頻発化する自然災害に対する防災意識の向上が課題となっています。

施策①

義務教育の充実

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

SDG s ゴールNo. : 4

施策の方向

小中一貫教育を基盤とし、幼児教育から義務教育、高等学校教育等につながる系統的な教育活動を重視するとともに、Society 5.0時代における創造性を育み、一人ひとりに個別最適化された学びへのICTの積極的な活用や情報活用能力を高める学び、英語教育、豊かな心と体を育てる体験活動などを推進し、家庭や地域社会と連携しながら、自らが学び、育つことで子どもたちの生きる力を育む義務教育の充実を図ります。

障害のある子どもの社会的な自立や社会参加に向け、障害の種類、程度、発達段階などに応じた専門的な指導・支援の充実を図ります。

主な取組

- (1) 小中一貫教育を基盤とした「つながり」を重視する教育の推進
小中一貫教育の推進，幼児教育との接続カリキュラムに基づく教育内容づくりの推進，地域の「人・もの・こと」を活用した教育の活性化など
- (2) 特別支援教育の推進
指導員・指導補助員の派遣，専門家による教育相談など
- (3) ICTを活用した教育の推進
学校ICT環境の充実，タブレットを活用した教育の推進，新型コロナウイルス感染症に対応したオンライン授業など
- (4) 英語教育の推進
外国人講師や加配講師による英語指導，中学校教員が小学校に乗り入れての英語授業など
- (5) 豊かな心と体を育てる体験活動の充実
ふるさと文化探訪などによる郷土を愛する心の育成，文化芸術体験やトップアスリートの派遣など

施策②

高等学校教育の充実



SDGs ゴールNo. : 4

施策の方向

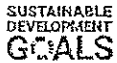
呉市立呉高等学校において、生徒個々の希望と適性に応じた学びを推進するとともに、地域課題を発見し、その解決に貢献しようとする意識を高めるための教育活動を広汎に展開します。こうした実践を通じて、持続可能な社会の担い手として、新たな価値を生み出す力を磨く、総合学科の特色を生かした高等学校教育の充実を図ります。

主な取組

- (1) 総合学科の特色を生かした教育の推進
多様な科目選択による学際的な学びの展開，ESD・SDGsを基軸とした教育内容づくりの推進，ICT機器を活用したより探究的な学習の充実や個別最適化された学びの実現，情報活用能力の向上の推進など

- (2) 自立と社会貢献への意識を育てる教育の推進
 部活動・学校行事の充実による自主性・自立性の育成，ボランティア活動への積極的参加による社会貢献の意識の醸成など

施策③ 安全・安心な教育環境の充実



SDGs ゴールNo.：4，11

施策の方向

学校施設の老朽化対策や改良を計画的に進めるとともに，就学支援，通学支援などに取り組むことにより，子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

いじめや暴力行為，不登校などを防止するため，教育活動を通じて豊かな情操や道徳心を培うことや，早期発見・早期対応の体制の充実などの対策を総合的かつ効果的に推進します。

「自分の命は自分で守る」力を育成するために，防災教育を推進します。

主な取組

- (1) 安全・安心な環境整備と就学支援

学校施設の長寿命化等の安全・安心な教育環境づくり，経済的に困っている家庭への就学支援，遠距離等通学に対する支援，母国語通訳による支援など外国籍の子どもの受入体制の充実など

- (2) いじめなどの問題行動や不登校への取組

スクールカウンセラーの派遣や適応指導教室の運営など

- (3) 防災教育の推進

「呉市学校防災週間」における学校行事，「呉市防災教育のための手引き」を活用した授業など

指 標

項目	現 状		目 標	
全国学力・学習状況調査結果全国 平均値との差				
学校に行くのは楽しいと思う児童 ・生徒の割合				

政策分野4：文化・スポーツ・生涯学習分野

1 文化の振興

現状・課題

- 価値観の多様化や余暇の拡大などを背景に、心の豊かさを求める人が増える中、日常生活に潤いをもたらす、人と人との交流を生む文化芸術の役割は重要性を増しています。市民が日常的に文化芸術に触れることのできる機会の創出や、多様な市民の文化芸術活動を育む環境をつくることが求められています。
- 文化財や伝統文化は、地域のアイデンティティを形成するものとして重要性を増しています。市民が郷土の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、地域全体で保存・活用を推進し、次世代に継承していくことが求められています。

施策①

文化芸術の振興



SDGs ゴールNo.：4, 17

施策の方向

拠点文化施設等における優れた文化芸術の公演や、市民文化団体の活動支援を行うなど、市民の文化芸術に対する関心の向上と鑑賞・体験機会の充実を図ることで、魅力ある文化芸術がまちなあふれ、文化芸術が市民生活に潤いをもたらす環境を整えていきます。また、デジタルアーカイブを構築・活用することで、オンラインで文化芸術に親しめる機会の創出にも取り組みます。

主な取組

- (1) 質の高い文化芸術に触れる機会の拡充
美術館での展覧会，文化ホールでのコンサート，シビックモール潤いコンサートなど
- (2) 市民の文化芸術活動への支援
文化団体連合会への支援など
- (3) 拠点文化施設の適切な維持管理と機能充実
美術館・文化ホールの適切な維持管理，施設整備，機能充実

施策② 文化財の保存・活用

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

SDGsゴールNo.：4, 11, 17

施策の方向

文化財保存活用地域計画を策定し、これに基づいて、郷土の歴史や文化を学ぶことのできる文化財や伝統文化を貴重な地域資源として適切に保存し、途切れることなく継承していきます。併せて、市民、民間団体等と連携し、地域の歴史的魅力である日本遺産やユネスコ『世界の記憶』などを積極的に情報発信することで、文化財の適切な保存と積極的な活用による地域の活性化を図ります。

主な取組

- (1) 文化財保存活用地域計画の策定
- (2) 文化財の保存と伝統文化の継承
文化財の調査、指定、保存整備、学校教育での学習機会の充実、民俗芸能を継承する地域活動への支援など
- (3) 文化財を活用した地域振興
日本遺産、ユネスコ『世界の記憶』等の積極的な情報発信など
- (4) 御手洗伝統的建造物群保存地区のブラッシュアップ
- (5) 歴史資料の整理・活用の推進

指 標

項 目	現 状		目 標	
文化芸術(音楽, 演劇, 絵画等)を鑑賞した市民の割合(年1回以上)				
文化施設の来館者数(年間)				

政策分野4：文化・スポーツ・生涯学習分野

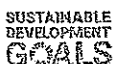
2 スポーツの振興

現状・課題

- 健康意識の高まりや余暇の過ごし方の変化に伴い、スポーツに対する市民ニーズが多様化しています。一人ひとりのライフスタイルやライフステージに応じたスポーツ活動に取り組める環境を整えていく必要があります。
- 娯楽の多様化により、子どもたちの興味や関心は広範囲に分散するとともに、少子化によって子どもの競技人口は減少傾向にあります。競技スポーツを振興していくため、未来を担うトップアスリート人材の発掘や育成を行っていく必要があります。
- 老朽化したスポーツ施設の設備やトレーニング機器等は、利用者のニーズに十分に対応できない状況にあります。施設を快適に利用できるよう、設備や機能の充実を図り、サービスの向上に取り組む必要があります。

施策①

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進



SDGsゴールNo.：3，4，17

施策の方向

一人ひとりのニーズやライフステージに応じて、誰もが目的に応じたスポーツに取り組める機会を創出するため、大学や総合型地域スポーツクラブ*等との連携を強化し、指導者の確保・育成に取り組みます。

トップアスリートとの連携により、子どものスポーツ活動環境の充実を図り、ジュニアスポーツの活性化を推進します。

※ 従来の単一種目型、一定の年齢層を対象としたスポーツクラブと異なり、複数の種目において子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人が参加できる、自主運営の会員制スポーツクラブ

主な取組

- (1) 生涯スポーツの推進
生涯スポーツ・健康づくりの機会の創出、参加しやすい講習・研修会の開催など
- (2) 総合型地域スポーツクラブ等との連携強化・機能充実
各種大会・教室の開催、スポーツ推進委員による適切な指導・助言、各種スポーツ指導者の養成・確保支援など

(3) ジュニアスポーツの活性化

トップス広島[※]等に所属するトップアスリート等による体育授業、運動部活動等での講話・専門的な実技指導など

※ 広島県に拠点を置くプロスポーツ団体や全国トップレベルの実業団スポーツクラブが連携して広島のスポーツを盛り上げるため、設立したNPO法人広島トップスポーツクラブネットワーク

施策②

競技スポーツの振興

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

SDGs ゴールNo. : 4, 17

施策の方向

大学が有する専門知識や先端技術、トップアスリート人材を活用することで、より効果的な児童・生徒のスポーツ能力の向上に取り組めます。

様々なスポーツ大会等を誘致し、トップレベルのスポーツに触れる機会を充実することで、その魅力を伝え、競技人口の増加を図ります。

主な取組

(1) トップアスリートの計画的育成

子ども及び指導者の大学合宿への派遣、中学校運動部活動への講師招へいによる技術指導など

(2) 「観る」機会の充実

プロ野球、バレーボールVプレミアリーグ及びプロバスケットボールBリーグの試合誘致など

施策③

スポーツ環境の整備

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

SDGs ゴールNo. : 4

施策の方向

呉市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の特性や地域の実情、利用実態等を踏まえ、利用者のニーズに応じた設備の整備と機能の充実によるサービスの向上に取り組めます。

公益財団法人呉市体育振興財団等のスポーツ団体と連携した魅力的なスポーツイベントなどを開催するとともに、気軽に情報を得ることができる呉市のスポーツ情報ポータルサイトの開設など総合的な情報発信にも取り組めます。

また、若者に人気のあるアーバンスポーツ※の環境整備にも取り組めます。

※ BMX (Bicycle Motocrossの略で自転車競技の一種) やスケートボード, 3×3バスケットボール, ブレイクダンスなどの都市型スポーツ

主な取組

- (1) 施設の計画的整備
- (2) スポーツイベントの開催・情報発信
スポーツ情報ポータルサイトの開設など
- (3) 競技団体の活性化
競技団体への支援など

指 標

項 目	現 状		目 標	
スポーツを定期的（週1回以上） に行う市民の割合				
全国大会出場者数（年間）				

政策分野4：文化・スポーツ・生涯学習分野

3 生涯学習の推進

現状・課題

- 価値観の多様化や働き方の変化などに伴い、学習に対するニーズも多様化しています。市民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かで生き生きと生活することができるよう、それぞれのニーズに応じた自主的な学びの場を提供していく必要があります。
- 地域コミュニティの希薄化や家庭を取り巻く環境が変化する中、社会教育が果たす役割は、これまで以上に重要になっています。社会教育環境を充実させるため、多様な主体との連携強化や、情報化社会の進展等に伴い多様化する学習ニーズへの対応が求められています。

施策①

生涯にわたる学びの支援と社会教育の振興

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

SDGs ゴールNo. : 4, 17

施策の方向

市民の生涯にわたる学びを支援するため、生涯学習センター等における市民一人ひとりの学習ニーズに合わせた講座の開催や、自主サークル活動の支援、リカレント教育※を促進することで、一人ひとりの学ぶ意欲を満たし、誰もが生涯にわたって自ら学び、生き生きと活動することができる環境を整えます。

また、社会教育活動に取り組む団体に対し支援を行うとともに、未来を担う人材の健全育成に関する取組を通じて、社会全体の教育力の向上を図り、健全で明るい社会を実現します。

※ 社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り、学習し、また社会へ出ていくということを生涯続けることができる教育システム

主な取組

- (1) 生涯学習推進体制の充実
生涯学習センター等での講座開設など
- (2) 市民の生涯学習・社会教育活動への支援
自主サークル活動や社会教育団体等への支援など
- (3) リカレント教育の普及・啓発
- (4) 家庭における教育力の向上と青少年の健全育成
「『親の力』をまなびあう学習プログラム」※を活用した講座の実施など

(5) 図書館の充実

電子図書館サービスの導入など図書館機能の充実・向上による快適な読書環境の提供など

※ 広島県が開発した家庭の教育力向上を目的とした参加体験型の学習プログラム（通称「親プロ」）

指 標

項 目	現 状		目 標	
生涯学習センター等が実施する講座（定期・短期）の受講者数（年間）				
図書館の図書貸出冊数（年間）				

報告第37号

新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

1 概要

・12月19日(土)に、本通小学校及び昭和北中学校で、それぞれ1名の児童生徒が新型コロナウイルスに感染し、陽性が確認された。

・12月20日(日)に、濃厚接触者及び接触者のPCR検査を実施した。

【検査の結果】

本通小学校		昭和北中学校	
濃厚接触者 30名	(内訳) 児童 26名 教職員 4名	濃厚接触者 38名	(内訳) 生徒 34名 教職員 4名
接触者 38名	(内訳) 児童 34名 教職員 1名 児童会指導員 3名	接触者 17名	(内訳) 生徒 15名 教職員 2名
合計 68名	全員 陰性	合計 55名	全員 陰性

・12月21日(月)に、両校とも学校施設の消毒を実施した。

2 臨時休業期間

(1) 本通小学校

12月20日(日)から12月22日(火)まで
ただし、患者の在籍する学年は、12月30日(水)まで休業を継続する。

(2) 昭和北中学校

12月20日(日)から12月21日(月)まで
ただし、患者の在籍する学級は、12月30日(水)まで休業を継続する。

3 臨時休業の考え方の変更

12月3日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省）」が改定された。

これにより、臨時休業の判断に関する考え方を改めた。

（改正前）感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う。

（改正後）臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断する。

これを受け、12月18日に、取扱いを次のとおりとした。

「校舎内の消毒が必要な場合、必要な箇所の消毒が完了するまでの間（3日間以内）。

ただし、消毒完了後においても、濃厚接触者に感染者がいるかどうかの検査が完了しない場合は、臨時休業を延長する場合がある。」

4 学校名公表の理由

- ・ 呉市の公共施設については、原則、公表する。
- ・ 感染拡大防止の観点から公表範囲をある程度しぼり、調査の精度、効率を上げること。
- ・ 学校の臨時休業においては、保護者に通知をするため、秘匿性が低いこと。

※ 校名は、保護者の同意を得た上で公表する。

5 学校の対応

- ・ 国の「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止対策の継続の徹底
- ・ 誹謗・中傷・差別をしないよう指導、保護者への呼び掛け
- ・ 心のケアの対応（個人面談、アンケート等）
- ・ 学習の支援

6 誹謗・中傷・差別の防止

- ・ 記者会見における呼び掛け